

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）
交付要領
（インフラ整備事業（都市環境整備事業（都市局所管）））

令和 7 年 4 月 1 日
国都総第 4 3 4 8 号

国土交通省都市局長

第 1 通 則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和 7 年 1 月 31 日付け府地創第 22 号、府地事第 41 号内閣府事務次官通知、6 農振第 2322 号農林水産事務次官通知、20250121 財経第 1 号経済産業事務次官通知、国総政第 45 号国土交通事務次官通知、環政総発第 2501303 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 1 3）に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）（以下「交付金」という。）のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「国土交付規則」という。）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（国土交通省所管都市環境整備事業））（令和 7 年 4 月 1 日付け、国国総第 172 号、国都総第 4344 号、国水環第 169 号、国水治第 306 号国土交通事務次官通知。以下「要綱」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 対象事業

本要領の対象は、要綱の別表で定める（１）から（４）、（６）、（７）、（１０）から（２０）、（２２）から（３３）、（３５）の事業とする。なお、（３５）については、（６）、（７）、（１０）から（２０）、（２２）から（３３）と関連しているもののみ対象とする。

第 3 交付申請

- 1 要綱第 9 の交付申請書の様式は、別紙 1 のとおりとする。地方公共団体は、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に、同交付申請書に必要な書類を添えて提出するものとする。
- 2 第 3 1 の規定にかかわらず、都市環境の整備に係る交付申請については、

「補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うことについて」（平成 12 年 4 月 13 日付け建設省告示第 1171 号）によるものとし、都道府県知事は交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請の目的、内容及び当該申請に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、当該交付申請書に必要な書類を添えて、地方整備局長等に報告するものとする。

第 4 変更交付申請

要綱第 10 の変更交付申請書の様式は、別紙 2 のとおりとする。第 3 の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第 5 申請の取下げ

要綱第 11 の申請取下書の様式は、別紙 3 のとおりとする。第 3 の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第 6 遂行状況報告

要綱第 12 の遂行状況報告書の様式は、別紙 4 のとおりとする。第 3 の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第 7 実績報告

要綱第 13 に定める実績報告の様式は別紙 5 及び別紙 6 のとおりとする。第 3 の規定は、実績報告書を提出する場合について準用する。

第 8 事業の適正な実施

地方公共団体は、要綱第 6 3 に規定する交付金の他の事業への充当等、事業の適正な実施を図るため、要綱第 9 及び要綱第 10 に定める申請、要綱第 13 に定める報告を行うときは、別紙 7 を作成し交付申請書等に添付するものとする。

附 則

- 1 本要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。